

第2部 著者からのリプライ

大沢 どうもありがとうございました。著者からのリプライに入る前に、レスポンスカードをお配りします。選択肢を用意したアンケートではなく、どのようなことでもお気づきになったこと、それからご質問やコメントを書いて、支障ない限りお名前、ご連絡先などを付記していただければ、今日お答えすることのできなかつたさまざまなコメントや質問にも後ほどコメントーターあるいは著者、編者からのお返事が、必ず参りますとお約束できないのですが、させていただくことができます。どうぞご協力をよろしく願いいたします。それではリプライのセッションに入りますけれども、まずは上野さんが、第1章からということでお答えをいただきます。

上野千鶴子 休みもなく長いセッションですが、まず最初にコメントーターの方たちを大学院生を中心とした若い方たち、専門家でない方たちにお願ひして非常によかった。一部若くない人もいましたけれども。(笑)と申しますのは、お聞きになったように本当に怖いもの知らずの方たちで、遠慮がない。大変大胆な発言をしてくださっています。それというのも専門家ならばありうる業界に対する配慮というものがないために出てきたご意見であったと思います。(笑)

上野に対しても、熱田さんから冒頭から当事者主権に対する疑義が真正面から提起されました。最終的には、当事者という概念をニーズという概念でつなぐことによって、「ニーズの持ち主が当事者である」というところで、当事者の連帯の可能性を

示してくださったことで、ご自分が批判として立てられた問いに対して、ご自分で解まで示してくださったという、大変ありがたいコメントであったと思います。

この本の書名は「ニーズ中心の福祉社会へ」が主題、副題が「当事者主権の次世代福祉戦略」で、主題に「ニーズ」という用語が入っており、副題に「当事者主権」が入っておりまして、この間の関係をどうつないだものかと共著者の間では苦慮をしておりました。もう一度原点に立ち返って言うなら、ニーズというのは当事者ニーズである、これが原点中の原点ですから、そこをきちんと踏まえた議論をしていただいたことに感謝いたします。その上で、この本のタイトルを「ニーズ中心の福祉社会へ」としたことは正解であったと改めて感じました。

私が熱田さんに対してむしろ不満を持っておりますのは、「当事者主権」という概念に踏み込んだ議論をしてくださったのはありがたいのですが、この私の章には、もう一つ「ニーズ」論があります。それが目玉の一つです。考えてみればそもそもニーズとは何かという議論が、福祉の分野ではほとんどまっとうになされてこなかったということに、取り組んでみて初めてわかりました。

例えば、社会福祉学の分野には、「ニーズ」概念の中に「潜在ニーズ」という概念がありますが、その「潜在ニーズ」とは、当事者が自覚していないにもかかわらず専門家や支援者が必要だと考えるニーズのことを、「潜在ニーズ」と呼ぶというこ

とになっています。そのことから考えても、これまでの「ニーズ」論がいかにか支援者、専門家、行政中心の概念であったということがよくわかります。私はそれに対して、「潜在ニーズ」を「庇護ニーズ」と命名し直すという試みをしました。つまり、だれの目から見たニーズなのかが重要だからです。

それに、「要求ニーズ」という概念をつけ加えました。「要求ニーズ」とは、当事者がニーズを主張していながら、それに対して専門家や行政や支援者、社会的な合意の得られないニーズのことです。そもそも障害者の自立生活というものも、これまでは社会的な同意の得られにくいニーズでした。わたしの著書である「おひとりさまの老後」も、高齢者が家族の中で過ごすのがあたりまえと考えられている社会では、ひとり暮らしで老後を全うしたいというニーズ自体が、社会的な合意の得られないニーズだったと考えられます。そのような概念を新たに提示したこと、さらにその上で「非認知ニーズ」という論理矛盾のような新しい概念を付け加えたこと、つまり社会的にも当事者によっても顕在化されない、ニーズ生成の現場があるのだと、「ニーズ」論を正面から再編成し直しました。そのような新しい「ニーズ」論の理論的な枠組みを提示したことについて一言も触れていただけず、ご批判もいただけなかったことは大変残念に思います。そういうわけで、しかたなくこうやって自分で説明しているんですが。(笑)

私は論文の中で、「当事者」概念の拡散を一たん抑制することを狙いました。「当事者」概念の拡散を、私は「当事者インフレ」と呼びましたが、「当事者インフレ」を避けるという私の戦略が正確に理解さ

れたことはありがたく思います。例えば特定の問題に対するコミットメントがありさえすれば、支援者も当事者になるという議論に対するコメントもしていただきました。支援者がその問題にコミットしたときにその人がその問題の当事者になるのだという議論をしておられる、信田さよ子さんという専門家の方が、この会場に来ていらっしゃいます。その方にも後ほどご発言いただければと思います。以上です。

大沢 どうもありがとうございます。続きまして第2章、笹谷さんからリプライをお願いいたします。

笹谷春美 皆さん、こんにちは。第2章を担当しました北海道教育大学の笹谷です。今日は若いM1の大学院生の方から、非常に刺激的なご批判をいただきまして、ありがとうございます。これについて全部お答えするのは難しいのですが、私にとってケアサービスの提供者を当事者主権という形で論じていくのは、最初は非常に難しいものでした。上野さんと中西さんが岩波新書で書いたのは、ケアに関しての当事者主権の主体は、自分自身で自立した生活が困難で、そのできないところを他者に援助してもらわなければならない、そのために弱い立場になってしまう人々についての論点でした。一方で、その相手であり、身体的には自立し、しかも専門家の立場から他者を助けるというケアサービスの提供者の当事者主権をどのようにいちづけるかが難しかったのです。

先ほど当事者インフレという話がありましたが、ケアワーカーは多数のニーズを持っている当事者であるということ、そのケアワーカーの当事者としての声を私たちはもっと汲み取っていかなければ今の日本の介護状況、あるいは人材崩壊と言われ

ているような状況はよくならないと思っています。

というのは、本書の中で上野さんも言っていますが、ケアというのは相互関係でありますので、どちらかの主権が侵害されるという中ではいい介護はできないという、その一点であります。そしてそのケアリング関係一介護される人と介護する人の関係のところにおり立って、そこがどうなっているのか、それぞれの声を「汲み上げる」という言葉は括弧つきなんです、理解するというのが非常に重要な研究者の役割ではないかと思えます。

それらの声に即して、今日のコメントを以下のように分けることができると思えます。ケアワーカーは商品生産など生産するものと違って、ケアサービスを提供する仕事をする人、そこに身を置く人たちです。そしてそのケアをするということになりわいとして生きている労働者です。ですから、ケアをするという場面にいるところの問題性と、ケアをなりわいとする労働者であるという二つの側面が分離しているのか、その関係がどうなっているのかという点にかかわってくるコメントかなと思えます。

例えば1と2のコメントは、ケアサービスを提供する主体としてどんな力量が要求されているのかということですし、3番とか4番のコメントは、もう一方の側面のケアをなりわいとして、そこで賃金をもらって生活をしている生活者あるいはその組織に身を置いている労働者としての状況がどうあるのかということだろうと思えます。

日本の今の介護保険制度のもとでは両方が非常にすさんでおりますし、それから二つが分離されているということがあり

ます。なぜ今、介護者はこの介護労働市場から逃げていつているのか。例えば施設では大体8割の人が3年間でやめていくわけですが、それがケア労働市場から逃げてしまうのか、そこから逃げてまた別の施設に行くのかというのは、厚生労働省もフォローしていないのでまだわかりません。でも、続けられないという状況は何なのかといったときに、ケアワーカーの人たちの、ケアに対する思いやストレス、それからなりわいとしての生活すべき労働条件についてのニーズを総合的に把握する必要があります。

そこで、総合的判断力とハイパー・メリットクラシーの違いは何かという質問ですが、ケア労働の専門性をハイパー・メリットクラシーという観点から分析はしていません。

総合判断力というのは、身体的ケアの専門技術のみではなく、家事能力や共感力を駆使して相手の状況とそこに必要なケアサービスを判断する能力と私は考えています。特に共感力については教育や訓練で教えられていません。もし、それが経験や個人の資質と捉えられるなら、若年労働者にケアワーカーは無理があるのではないかと、やはりお年寄りとの共感力といった場合には、それなりの人生経験を積んだ人たちが向いているのではないかと、またそういう年齢構成の組み直しとかを積極的にやる必要があるという議論も起きています。これもまた現場からの声の1つです。また、ケアタスクが細分化し総合判断力がむしろ否定されるところにケアワーカーの強い不満もあり、総合判断力の必要性のニーズとそれを否定する介護保険サービス下のケアの在り方の矛盾が問題です。

それから「フラットな組織編制で良いの

か」という質問ですが、私はフラットでいいと思います。ケアワーカーのキャリアアップって何なのか。ケアワーカーのモチベーションはどこから来るのか。キャリアアップがモチベーションなのかというと、現場の声を聞く限り、利用者に必要なケアをしたい、安心してそれで生活したいということで、階層差やキャリアアップということがそれほど主体的なモチベーションにはなっていないと感じています。

一部の質問にしか答えられず、また不十分な答えで申し訳ありませんでした。

大沢 ありがとうございます。続いて、齋藤暁子さんからお願いいたします。

齋藤暁子 恩賜財団母子愛育会の齋藤暁子と申します。コメントということで非常に丁寧に概要、それから私自身が至らなかった部分についても考察いただきまして、ありがとうございます。リプライとしましては、概要の論点というところでまとめられた部分と4番目に出された当事者となる高齢者はあきらめていないかという点に関連して、私の書かせていただいた部分での当事者主権や高齢者のニーズということに対しての立ち位置、考え方について最初に説明させていただきたいと思います。

それから2点目としては、1番から3番の部分、サービス提供ということに関して汲み取りということに関連して考察をいただいたんですけども、それについて若干ですがコメントをさせていただきたいと思います。

まず当事者主権ということについてですが、先ほど笹谷先生のほうからケア提供者も当事者であるというようなお話がありました。私自身は、何を当事者と考えるのか、ケアを受ける人の当事者性とケア

を与える人の当事者性とはやはり異なると思います。ケアを受ける人が自分もそのケアのニーズということをこういうふうで考えるという当事者性を、ケアを与える人が媒介するとか、また汲み取るというのは、異なることにはなると思います。それで、こういった考え方を強調するというのは庇護ニーズに当たるのではないかとというご指摘があったんですが、今回のニーズ論の中で当事者の方が自分の声でニーズを決めていくというような非常に明確な理念ということが一つポイントとしてあり、もう一点ポイントとして、そのニーズというのが相互関係の中にあるアクター間で生成しているというようなニーズ定義というものがあります。

私は、どちらかというところ相互関係の中のアクター間で生成しているというところに着目して論文を書かせていただきました。これは、高齢者の方、さまざまな方にお話を聞いているんですが、そういった方々が自分の中に確固とした固定的なニーズを持っていて、それを出していくというよりは、サービス提供者の方や家族の方、そういったところの日々のサービスの中でこういったことがニーズになるのではないかと、こういったことが伝わってサービスにつながっていくのではないかとというような交渉や調停の中で、高齢者の方は今のニーズをつくっているのではないかと考えたからです。

ですから、当事者主権と反するものというよりは、そこに継続することを当事者である高齢者の現実のリアリティーの中から考えるというような形で、今回このような論文を書かせていただきました。

それから2点目です。サービス提供者のほうの汲み取りに関して幾つかコメント

いただきましたが、ワーカーのプロ意識ですとか継続性イコール汲み取りに必ずしもなるのか、附随するのかということで、1点目については必ずしも附随するということではないと思います。ただ、今回の事例というのは在宅ケアという場です。その中で高齢者の方の生活を支援するという意味では、継続性が重要なのではないかと思います。

それから2点目と3点目については個人的な要因や能力ということに帰責させるというのは私自身も非常に危険だと思っています。調査をしたときに、個人のボランティア精神などで高齢者の方に非常に大きなケアを与えている人が、組織とのジレンマに挟まれて大変な思いをされているということも幾つも出てきておりますし、先ほどの笹谷先生の議論にもつながるんですが、そういったケアの状況や生活を支えるという取り組みを評価するようなケアワークの仕組みですとか、構造的な体制づくりというものも個人の負担をふやさないためには必要かと思っています。

大沢 どうもありがとうございます。続いて春日キスヨさん、お願いします。

春日キスヨ こんにちは、春日です。私がこの論文で書きたいことを的確に評価してくださって、非常にうれしく思いました。疑問点として指摘された点についてお答えします。

今後、無理心中、殺人、過失致死などの事件及び死亡者の数は増えると予想される。こういったことについて、本稿では全く言及がないのが不思議だ。何か理由等があるのかということで、施設介護職員による虐待死のデータが資料として最後に添えてあります。こうした点から多分ご質問の意図は、施設での虐待死というのになぜ

触れなかったかということだろうと思うんですが、それについては今回は分析の対象としていないということが大きいわけです。多分今後、施設での虐待死というのは増えるでしょう。ただ、それは別のテーマになってくるのだと思います。

ただ虐待死とか心中といった死に関わる問題の場合、シングルの無職の息子が介護を担うときの死というのは、非常に独特の形をとるのが特徴だと考えます。心中という形ではなく親が死ぬか、中年の無職の子どもが死ぬかというようなケースが非常に多く出てきます。つまり、自分のつらさでもう動けなくなっている息子たちの場合には、親の方に関心がありませんから、親が認知症で要介護状態になって深刻な状態であっても、それに気づかないで親の方が死ぬケース。もしくは子供のほうがアルコール依存症とかうつとか、そのほかの重篤な生活習慣病で死んでしまっても認知症の親がそれに気づかないといったようなケースとか。要するに家庭内孤独死みたいな状態でそれぞれが死んでいくようなケースが含まれていることが、この特徴だと思います。

さらにもう一つは、子ども特に息子が介護にかかわっている場合は非常に爆発的な怒りによる身体的な暴力で親を死なせてしまう。そういう形もあるでしょう。さらに同じ息子といいましても、息子家族がかかわっていて息子が殺してしまうといった場合には、ネグレクトの結果死ぬというよりは、ある意味では別の突然死とかという形で隠ぺいする形で処理されて現象化しないという形で死がかかわってくる。要するに、心中まで至るケースの場合にはお互いが非常に介護にコミットしている場合に、おまえを殺して、あなたを殺して

死ぬしかないというような関係の濃密さというのがあると思うんですが、そこが欠如しているのが1つの特徴だろうと思います。

もう1つやっぱり強調したいのは、シングル無職息子の問題というのは、ある意味ではプレホームレスの社会問題だと思うんです。中年男性に対するセーフティネットを何も設けず、社会的排除をしてきた結果が社会的にはホームレス問題だと見られていますが、親が子どもを投げ出さないうでセーフティネットの役割を果たしていたのが、親が要介護状態になるか子どもを守る力を持たなくなった時点での問題が、家族問題としてこのシングル息子の虐待問題という形で出てきている。したがって、家族介護が成り立っているという前提でつくられている現行の虐待防止法というのは、非常に問題点が多く、高齢者個人を支える制度として作り変えていかなければいけない。

つまり、養護者支援というのが虐待防止法に組み入れられること自体がおかしい。なぜなら、介護保険が個人を支える制度として機能していたら、養護者支援というのをわざわざ虐待防止法に含めないでもいいはずなんです。虐待はいけないという社会的啓発、それも必要だと思います。しかし、社会的啓発のための制度に現行法はとどまっている。だからそれを実効性のあるものにつくっていかなければならない。本当は、それがこの論文で一番言いたかったことです。

大沢 どうもありがとうございました。続いてもう一度上野さんです。「福祉多元社会における協セクターの役割」。

上野 いつも大変辛らつなご批判を下さる開沼さんから、どのようなご指摘を受

けるかと思ってドキドキしていましたが、ずいぶん点数の甘いご指摘だったのではっとし、がっかりもいたしました。と申しますのは、自分の論文の弱点を最もよく知っているのは自分自身だからです。私の提示した、官／民／協／私のセクターの中で、協セクターの福祉サービスが相対的に優位にあるという命題について、開沼さんは、協セクターの優位性は納得できるとおっしゃってくださいましたが、この論文を読んで、それが納得できる方はあまりいらっしゃらないだろうと思います。なぜならば、この論文に書いてあるのは、このように分析すれば協セクターの相対的優位性が存在するはずだということで、現実にもそうであるかどうかは実証されていないからです。実証するためには、官／民／協の間で事業体の比較をしなければなりません。

たった1つだけ経営コストの比較はしてありますが、経営コストに関しては株主配当や本部の維持、あるいは利益や広報のことを考えれば、たしかに協セクターの民セクターに対する優位は言えるでしょう。しかしながら経営効率の高さがケアサービスの質の高さを保証するわけではないのは自明のことです。したがって、論点は多岐にわたっているが、実のところ実証されていない。だとするならば、民間でも十分に質の高いサービスは提供できるはずだという考え方も出てくるのは理の当然でしょう。本来なら、市場のもとでのイコール・フットイングにおける公正な競争が行われ、官セクター、民セクター、協セクターが質の高さを競争すればよい。それを研究者は実際にそうなのかどうかを実証するのが仕事だということになりますが、残念ながらこの論文ではそれがなされておりません。私の今後の課題です。